定　　款

中越パルプ工業株式会社

昭和 22 年　2 月 20 日　制　　定
昭和 24 年　5 月 25 日　一 部 改 正
昭和 24 年　9 月　9 日　一 部 改 正
昭和 24 年 11 月 28 日　一 部 改 正
昭和 25 年　2 月 28 日　一 部 改 正
昭和 27 年　2 月 29 日　一 部 改 正
昭和 28 年　8 月 25 日　一 部 改 正
昭和 29 年　8 月 28 日　一 部 改 正
昭和 31 年　2 月 28 日　一 部 改 正
昭和 32 年　2 月 28 日　一 部 改 正
昭和 33 年　8 月 30 日　一 部 改 正
昭和 36 年　8 月 30 日　一 部 改 正
昭和 46 年　7 月 27 日　一 部 改 正
昭和 50 年　2 月 27 日　一 部 改 正
昭和 52 年　3 月 29 日　一 部 改 正
昭和 56 年　3 月 30 日　一 部 改 正
昭和 57 年　3 月 30 日　一 部 改 正
昭和 60 年　3 月 29 日　一 部 改 正
平成　3 年　3 月 28 日　一 部 改 正
平成　6 年　6 月 29 日　一 部 改 正
平成 10 年　6 月 26 日　一 部 改 正
平成 14 年　6 月 27 日　一 部 改 正
平成 15 年　6 月 27 日　一 部 改 正
平成 16 年　6 月 29 日　一 部 改 正
平成 18 年　6 月 29 日　一 部 改 正
平成 21 年　6 月 25 日　一 部 改 正
平成 22 年　1 月　6 日　附 則 削 除
平成 28 年　6 月 28 日　一 部 改 正
平成 29 年 10 月　1 日　一 部 改 正
2021 年 6 月 23 日　一 部 改 正
2022 年 6 月 24 日　一 部 改 正
2023 年　3 月　2 日　附 則 削 除

中越パルプ工業株式会社定款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、中越パルプ工業株式会社と称し、英文名を Chuetsu Pulp & Paper Co.,Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．パルプ類、紙類およびその副産物の製造、加工ならびに売買

２．林業、製材業および木材の加工、売買ならびに緑化事業の施工

３．化学薬品および医薬部外品の製造、加工ならびに売買

４．不動産の売買、賃貸、管理および仲介ならびにスポーツ施設の経営

５．鉱業、電気供給および運送業ならびに倉庫業

６．前各号に関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査等委員会

３．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、45,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

２．会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　①　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第１１条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章　株　主　総　会

（招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（招集地）

第１３条　株主総会は、東京都23区のほか富山県高岡市において招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１４条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第１５条　①　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１６条　①　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１７条　①　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１８条　①　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および取締役会

（員数）

第１９条　①　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12 名以内とする。

②　当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

（選任方法）

第２０条　①　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２１条　①　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２２条　①　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって取締役社長を１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　①　取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　①　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２５条　取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第２６条　①　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

②　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　①　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員および常任監査等委員）

第３０条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員および常任監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３１条　①　監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第３２条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第３３条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章　　会 計 監 査 人

（選任方法）

第３４条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第３５条　①　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（報酬等）

第３６条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任限定契約）

第３７条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第7章　　計　　算

（事業年度）

第３８条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第３９条　①　当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第４０条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第４１条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

附　　則

（社外監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、第 100 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。